

1. 件 名：京都大学研究用原子炉（KUR）の設計及び工事の計画の承認申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和4年4月6日（水） 16時15分～17時55分
3. 場 所
  - （1）原子力規制庁 10階南会議室
  - （2）京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
藤森安全管理調査官、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
  - （2）京都大学複合原子力科学研究所  
教授 他2名
5. 議事要旨
  - （1） 京都大学から、令和4年3月18日付けで申請があった京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設[京都大学研究用原子炉（KUR）]の変更に係る設計及び工事の計画の承認（以下「設工認」という。）申請書（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）について、資料1に基づき説明があった。
  - （2） 上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について次回の審査会合において説明することを求め、京都大学から了解した旨回答があった。
    - 技術基準規則の条文のうち、第8条（外部からの衝撃による損傷の防止）、第9条（不法な侵入等の防止）、第11条（機能の確認等）、第21条（安全設備）第1項第3号及び4号については、適合対象条文としない理由を説明すること。
    - 火災対応機器については、消防法に基づくものか否かについて説明すること。
6. 配付資料  
資料1：京都大学研究用原子炉（KUR）設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）